

原子力安全規制法制検討小委員会における検討事項について

1. 検討の趣旨

自主点検に関する不正の疑いのある行為が行われたことを踏まえ、このような行為が行われた背景を検証し、原子力安全に係る現行保安規制法体系について点検し、再発防止のための法制度等のあり方を検討する。

2. 検討に当たっての事実関係

①不正の疑惑

東京電力が実施した原子力発電所の自主点検作業において、ひび割れの存在やその微候等についての検査結果や修理記録及びこれらに係る日付の記載等について不正が行われた可能性があるとして、3発電所において29件あるとされている。

②安全性の評価

これらの事案について、当保安院として、機器のひび割れ等が現在も残っている可能性のある11件について、提出資料に基づき工学的な手法を用いて分析・評価をしたところ、直ちに安全性に重大な影響を与えるものではないとを確認している。

③申告制度（本事案のきっかけ）

本事案のきっかけは、国に寄せられた申告（情報提供）であったが、原子炉等規制法では、原子力関係事業者が法令の規定に違反する事案がある場合には、従業者はその事実を国に申告することができるとともに、原子力関係事業者に対して、その従業者に対する不利益な取扱を禁止している。法令の解釈上、従業者には、事業主との特定の関係に基づいて事実上その業務に従事している者を指すと解釈されており、雇用関係にある者のみならず、下請け事業者及びその労働者もその定義に該当すれば申告制度の対象となる。

④事案の対象となった機器

自主点検作業記録等の記載に不正の疑いがある機器は、シュラウド、シュラウドヘッドボルト、蒸気乾燥機、アクセスホールカバー、炉心スプレイスパーチャー、ジェットポンプ、炉心モニタリングハウスであるが、これらは、国が行う定期検査の対象には含まれておらず、電気事業者が自ら点検を行うものとなっている。

⑤自主点検

電気事業者が行う自主点検は、事業者の判断に基づいてに行われているものであり、そ

の点検の組織・実施体制、検査結果の記録・保全、検査の際に検出された不具合の対処などは、品質保証活動を含め、事業者の自主的な取組となっている。

また、事業者の自主点検を行った結果は、法令上規制当局への報告を義務づけられているものではないが、自主点検の結果、事故・トラブルに発展するような異常を発見した場合には、法令や通達に基づく報告義務の対象となりうる。

3. 検討事項

(1) 検討の視点

今般の事案については、不正が行われた事実関係の解明、原因究明等を踏まえ、抜本的な再発防止策を講じる必要があるが、今般の事案の背景として、事業者の自主点検体制やその基礎となる品質保証活動が適切に機能しているか、不正が起きないように十分な抑止力が働く仕組み・制度となっているか、申告案件に対して迅速な対応が取られる仕組みとなっているかなどについて懸念されるところである。

このため、不正の事実関係の解明、原因究明等の状況を踏まえつつ、今般の事案が生じた背景や仕組み・制度上の課題・問題点を抽出して、再発防止の観点からの必要な措置等について、法制面を含めた検討を行うこととする。

なお、原子力安全・保安院の本事案に係る調査プロセス等については、別途、外部専門家等による評価委員会を設け、中立的な立場からの評価を受けることとしているが、その評価の中で制度的な対応が必要とされるものは本省委員会において検討する。

(2) 今般の事案の原因の究明とその背景の検証

今般の事案に係る事実関係に基づいて、そのような事象が生じた原因は何か。またそのような原因を生み出す背景事情として、原子力の安全に関する社会的受容性、事業者における安全文化の取組のあり方、安全規制に係る仕組みや制度上・運用上の課題・問題点は何か。

(3) 個別の検討事項（例）

① 事業者の自主点検と国の定期検査

事業者の自主点検は、事業者の自主性が尊重されるべきところであり、これが適正に行われることが不可欠であるが、そのためには、事業者の自主点検の法的な位置づけや信頼性の確保をいかにすべきか。また、現行法では、国が定期検査を実施し、設備の健全性を確認しているが、事業者が行う自主点検との役割分担や責任関係をどう考えるか。

② 保安規定及び国の保安検査

現行法では、事業者は、発電所の組織、保安教育、運転、管理等に関して保安規定を定め、国の認可を受け、かつその順守状況について国の保安検査を受けることとなっている。事業者の自主保安活動を適正なものとしていくためには、保安規定や保安検査の見直しを行う必要があるのではないか。

③事業者による法令遵守への取組の強化

法令違反や基準違反が生じないように、事業者の法令遵守（コンプライアンス）への取組を高めるために、企業内組織のあり方はどうあるべきか。

④事業者の品質保証活動

事業者が行う品質保証活動は、自主点検のみならず、設備の工事・維持・運用にわたる保安活動全般の基礎となるものであるが、事業者の品質保証活動が適切に実施されるために講ずべき措置はいかにあるべきか。

⑤点検結果の記録・保管

事業者の自主点検が適正に行われているかを検証するためには、点検結果が適正かつ確実に記録され、保存される必要がある。その際、記録の保存期間はどのようにあるべきか。また、記録に関する不正を防止するための措置はいかにあるべきか。

⑥規制制度の運用の明確化

国の安全規制は、法律から運用通達・解釈レベルまで多岐にわたり、実際の運用に当たっては、必ずしも明確でない場合が見られることから、行政運営の透明性の確保の観点から、制度運用の改善を図るべき点は何か。

⑦申告制度の運用の改善

今般の事案の発端は申告者によるものであり、業務委託先の従業員についても申告制度の対象となると考えられるが、その制度の運用についてルールを明確にし、申告者から円滑に情報提供が行われるような環境整備が必要ではないか。

⑧欠陥評価の実施とその手法の整備

供用期間中に行う検査において、欠陥が検出された場合には、工学的手法によりこれを評価し、必要な対策を講じることとする仕組みを整備すべきではないか。その際に、欠陥評価の拠り所なる基準を、民間規格の活用を含め、整備すべきではないか。

以上の他の事項についても、今後の事実関係の解明、原因究明の状況を踏まえつつ、具体的な課題・問題点が明らかになってくれば、検討事項として追加されるべきものである。